

令和7年度愛媛県結婚・出産等に係る意識調査業務委託仕様書

1 趣 旨

少子化・人口減少対策の視点から、県民（特に若年層、子育て世代）の結婚や出産、子育てに対する価値観や実態等を把握し、晩婚化・晩産化傾向に対する施策の基礎データとするため、県民の意見を幅広く把握するための調査（以下「アンケート調査」という。）を行う。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

3 業務の内容

次の業務を行うとともに、成果物を提出する。

（1）アンケートの実施

インターネットを活用したモニター調査又は調査票発送/回収による集計を想定
また、価値観や考え方等を深掘りするため、追加調査として10名程度を対象に個人へのインタビューについても実施する。

（追加調査の対象は、アンケート調査の回答者に限定しない。）

（2）調査対象者

目安として、愛媛県内に住む県民2,000人程度（20代～40代の男女とし、男女比や年齢構成、未婚者・既婚者の比率が大きく偏らないようにすること）を対象とする。

※調査対象数及び対象者の抽出方法は、応募者の提案事項とする。

（3）調査項目

調査項目の内容は、令和4年度に実施した「人口減少の要因分析と対策に向けた調査研究」におけるアンケート調査結果との比較を行うための設問に加え、結婚や出産に係る行動の選択理由を深掘りしたり、様々な価値観の度合いを数値化したりするような設問を設定すること。

（令和4年度調査研究報告書）

https://www.rilg.or.jp/htdocs/uploads/protect/R4_chousa/R4_04.pdf

なお、詳細等については、県少子化対策・男女参画課の担当者と協議・調整の上、決定する。（40項目程度を想定している。）

【参考：調査項目（例）】

- ① 結婚・出産等に対する意識
- ② 夫婦の満足度・幸福度
- ③ 利用している、利用したい施策
- ④ 子育てに関する理想と現状
- ⑤ 家庭生活等
- ⑥ 結婚・子育て等に関する行政情報の受け取り

⑦ 就労等について

⑧ 回答者の属性：性別、年齢、居住地、職業、配偶者の有無、子供の有無等

(4) 集計・分析

アンケート結果を基に、各設問の単純集計及びクロス集計を実施し、集計結果から読み取れる客観的な事実や特徴的な事実、傾向などを分析すること。

(5) 報告書の作成

令和7年11月上旬までに、中間報告として調査結果（速報）の概要と設問毎の単純集計及びクロス集計結果（概要掲載項目のみ）を作成し、電子媒体で提出すること。

正式な報告書については、目次・調査概要を作成・添付し、令和7年12月5日（金）までに提出すること。

最終成果物は、次のとおりとすること。

①集計結果（ローデータ）の電子媒体（CD又はDVD） 一式

（原則としてエクセル形式）

②報告書（概要版を含む。） 正本1部

（表、グラフ等を用いてわかりやすい資料となるよう努めること）

③報告書（概要版を含む。）の電子媒体（CD又はDVD） 一式

（原則としてエクセル形式、パワーポイント形式またはワード形式）

なお、受託者から提出された報告書は、必要に応じてその一部を抜粋し、又は加工した上で、作成者を「愛媛県」として公表する予定としている。

4 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託予定者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出し、承諾を得ること。また、本業務を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、業務計画書に明記すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。なお、愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 留意事項

(1) 再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

(2) 守秘義務について

受託者は業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

(4) 業務実施体制について

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施責任者の氏名を含む業務実施体制について県へ報告すること。なお、受託者はやむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

(5) 本仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務の対象とする。

(6) 委託料について

本業務に付随して必要となる一切の経費は、全て委託料に含めること。

(7) 著作権の取扱い

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は、全て県に帰属するものとし、受託者は、県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求め

に応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（注） 甲は、愛媛県、乙は受託者をいう。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。